



総統勢第 199 号の 6  
平成 27 年 7 月 14 日

厚生労働大臣 殿

総務大臣



平成 27 年国勢調査への協力について（依頼）

総務省では、来る 10 月 1 日を期して全国一斉に平成 27 年国勢調査を実施します。

国勢調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）及び国勢調査令（昭和 55 年政令第 98 号）に基づき、10 月 1 日午前零時現在、本邦に居住する全ての者を対象とするものであり、原則としてその住居において調査することとしています。

つきましては、国勢調査の実施及び調査場所の周知を図るため、国勢調査ポスターの掲示等について貴管下関係官署の協力が得られますよう御配慮をお願いします。

また、下記 1 及び 2 に該当する者については、それぞれの施設において調査することとしていますので、これらの者を対象とする調査の円滑な実施について、各施設の関係職員との協力が得られますよう御配慮をお願いします。

下記 3 に該当する者については、その旅館・ホテルにおいて調査することとしていますので、調査の円滑な実施について、貴管下関係機関及び団体から各旅館・ホテルに対する調査への協力の要請について併せてよろしくお取り計らい願います。

なお、国勢調査は、地方公共団体を通じて行うため、都道府県及び市町村から当該地域にある貴管下関係官署への協力依頼等があった場合は、特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。調査の方法等については、市町村から各施設及び旅館・ホテルに連絡することとしておりますことを申し添えます。

## 記

### 1 病院、診療所等の医療施設において調査対象となる者

- (1) 3か月以上入院している者
- (2) 入院している者で他に住居を有しない者

### 2 救護施設、養護老人ホーム、母子生活支援施設等の社会福祉施設※において調査対象となる者

※社会福祉施設には、介護老人保健施設を含む。

- (1) 入所してから3か月以上住んでいる者又は住む予定の者
- (2) 入所している者で他に住居を有しない者

### 3 旅館・ホテルの宿泊者のうち、旅館・ホテルにおいて調査対象となる者

- (1) 3か月以上滞在している者又は滞在する予定の者
- (2) 自宅を離れている期間が3か月以上になる者又はなる予定の者
- (3) 仕事の関係などで住居の一定しない者又は他に住居を有しない者